資料紹介

若狭浦方の手習資料
―桜井市兵衛家の資料群から―

柳沢芙美子*

はじめに
１．枝浦の生業－製塩・油桐
２．手習の手本と学習内容
３．蔵書の来歴と俳諧・留書

はじめに

福井県文書館では、このほど若狭町世久見の桜井市兵衛家（資料群番号N0055）から1,076点[1]の資料群の寄贈を受けた。桜井家については、福井県史編さんの際に「若州三方郡之内世久見浦御検地帳（世久見浦検地帳写）」（資料番号00001）１点を調査・撮影し、三方郡内の太閤検地帳のなかで浦方のものとしてはほとんど唯一のものとして『福井県史』資料編８（1989年）に収載されている。

寄贈された資料群のなかでもっとも豊富に残されているのは、俳諧句集を含む蔵書類や留書などの文化的な資料である。300冊をこえる蔵書には江戸初期からのものが含まれ、刷りが鮮明で状態の良好なものが多い。また18世紀中頃に食見（しきみ）から京都の点者へ送った句集を含む俳諧（雑俳）句集約70冊に加え、同じ頃を中心に残された聞書・留書（ほとんどが一紙）約70点、さらに折り跡があったり、学習者が明記されたりしている寛政期以降の手習の手本約20点などがある。

当館の調査・収集の方針として、文書資料を中心とする資料群であれば、蔵書類も一連のものとして扱い、あわせて保存・整理してきている。蔵書類は資料群のなかで管理することで、その来歴や購入者・使用者、使用のあり様が明らかになってくる場合が少なくない。

手習に用いられた教科書である、いわゆる「往来物」においては、これまでに7,000種類におよぶ膨大な書物が収集され、分類と研究が蓄積されてきた[2]。しかしながら、『福井県史』の調査の多くは、出版物としての往来物やその写本としての手習手本までおよんでおらず、『福井県教育史』においてもほとんど紙幅が割かれていない。これに対して、長野県・山形県・岩手県などの比較的密度の濃い調査に依拠し、地域独自の往来物の編纂と出版の動向を検討する研究が進められている[3]。

ここでは、こうした往来物研究の成果によりながら、手習の場で用いられる際に手本に盛り込まれた地域的な情報や、使用された年代、手本からわかる個々の学習者の学習内容とその課程に着目して、桜井家の手習資料の概要を紹介していきたい。

＊福井県文書館主任

１．枝浦の生業－製塩・油桐

まず桜井家の位置する食見について概観しておこう。食見は、若狭湾に臨む常神半島の西側に位置し、小浜藩領の世久見浦の枝村であった。本村の世久見浦は、石高が「正保郷帳」で田方56石・畑方24石であわせて80石余、「天保郷帳」で100石余であり、漁業とともに油桐（ころび）の栽培や製塩を行っていた。時代は下るが、1914年（大正３）で70戸（農業30、漁業36、漁業その他兼業３、その他１）、453人（男242、女211）であった[4]。

食見の人々は漁業権をもたず、江戸時代初頭から製塩業に従事していた。塩焼きに必要な木材をえるため、本村の世久見浦に山手米（銀）を納めて入山してきたが、それらの伐採や山境をめぐって寛永期以降、本村との間でたびたび争論が起こっていた（松宮太郎太夫家文書N0058-00003-002）。

1806年（文化３）には、庄屋を別にたてることが認められ、「食見浦庄屋市兵衛」の名で借用証文（00048）が残されている。さらに09年から11年にかけて、食見として村惣船を拵えたいとする願書や油桐に関連した「油納屋」修繕のための願書が同じく「食見浦庄屋」の名であいついで出されている（00049～00054）。12年には、種々の不都合から年貢の通分け、すなわち分村を藩の郡方・郷方役所へ願い出たが、庄屋の二人制は認められたものの完全な独立は結局許されなかった。こうした争論に関する願書やその裁許状は、食見が枝村であったこともあり、大半が写しとして残されている。『福井県史』通史編３・４[5]や世久見の松宮太郎太夫家（N0058）や渡辺市左衛門家（N0062）の資料群をあわせて参照いただきたい。

なお、桜井家の資料群には1683年（天和３）から85年（貞享２）の宗門改帳（「吉利支丹帳」）３点が含まれている（00004・00145・00146）。その家数や檀那寺からいずれも食見のものと考えられ、これによれば食見は家数24～25軒、人数は151～154人であり、すべて浄土真宗立徳寺の檀家であった。７人から12人については、奉公先・出稼先が記されており、敦賀１名を除いていずれも小浜であった。

市兵衛は、1665年（寛文５）６月の「わり申山之覚」（00205）によれば、この頃には11人ほどの食見塩師の筆頭にあり、食見全体の山手銀年間100匁のうち13匁９分を負担していた。請取状や覚から「紙屋」[6]の屋号で油桐畑も所持して油桐の販売にもかかわっていたことがわかる。

また、1717年（享保２）から63年（宝暦13）にかけて若狭馬借の元締めであった小浜町の窪田手間助から「食見村庄屋」あての馬喰銭米の請取状26点（00074～00099）がある。いずれも年間１斗１升６合を２年づつまとめて納入されていた。窪田手間助は、小浜の町人であり、藩から馬借の支配と登り荷に課せられた運送税である沓代の徴収を任され、見返りとして馬借から馬喰銭の徴収が認められていた[7]。この請取状からこのころ市兵衛を含む食見の人々が荷物の運送にもかかわっていたことがわかる（窪田手間助の請取状はほかに1808年（文化５）単年のものが１点ある）。

明治期以降では、桜井兼吉（1863年生まれ）が明治20年代なかばから大正期はじめまで食見区長を勤めており、また第４回内国勧業博覧会（95年）や第２回水産博覧会（97年）に関係した書類や褒状から、明治30年代に入るまで製塩業にも熱心に取り組んでいた。

このように製塩や油桐など家業の概要がある程度わかるものの、まとまった帳簿類は残されていないため、残念ながら経営状態を一定の期間まとめて知りうる資料は少ない。

２．手習の手本と学習内容

手習のために用いられた往来物は、多くの場合師匠が書き写した「手本」として１枚ずつ与えられ、それらは、ある節目で一冊にまとめられることもあった。こうした「手本」は、使用された時代や地域、学習者の家業などがわかる場合には、当時必要とされあるいは期待された識字能力や学習内容を知りうる点で興味深い。

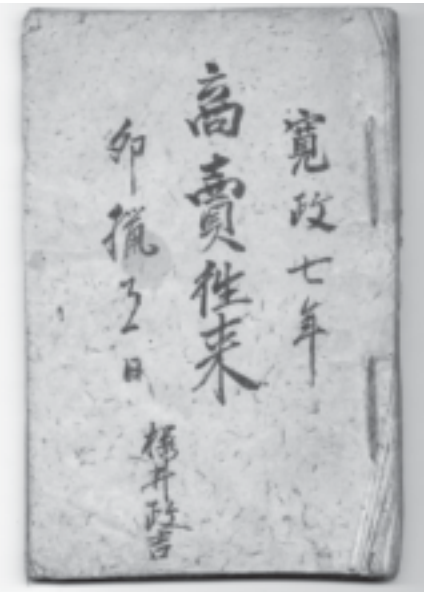

写真１　00720『商売往来』（表紙）

桜井家の手習手本20冊（**表**）のうち17冊は、1795年（寛政７）から1874年（明治７）までの約80年間にわたり、すくなくとも７人の学習者によってそれぞれ使用されたことがわかるものである。その多くが当初４行あるいは６行に書かれたものを折って手本として使用し、その後１冊にまとめたものであり、表紙や用紙の端に書かれた名前からおもな学習者がわかる。内容に立ち入る前に、既存の資料からわかる世久見・食見の手習をめぐる状況を確認しておこう。

小浜城下については、『拾椎雑話』[8]（1764年）に掲載された家職調から17世紀半ばの手習塾の存在がわかる[9]。1640年（寛永17）の小浜の家職調（寺社を加えた町人数10,350人、家職調総数2,214人）で「手習子取」２人があげられ、83年（天和３）の家職調では（町人数1,0491人、家職調総数1,760人）「手習子取」は５人となっている。ここでの「手習子取」は、調査の性格からほぼ専業的に手習を教えた者とみていいだろう。これが『日本教育史資料』による1870年（明治３）から72年にかけての調査では、城下の私塾は９か所、生徒総数788人（男558人、女230人）、寺子屋は７か所、生徒総数179人（男129人、女50人）に増加していた[10]。

これに対して世久見・食見については、手習師匠の存在を知りうる資料がほとんどみあたらない。『日本教育史資料』には三方郡の記述[11]はなく、近隣では田烏に僧侶・医師を師匠とした寺子屋１か所（1871年調査）があったが、桜井家の家人への聞き取りでは海岸部に逼る山が険しく、食見から田烏まで子どもが通うことはかなり難しいとのことであった。一方、同『資料』には内外海半島の泊・堅海・仏谷浦にも小規模ではあるが、僧侶を師匠とする寺子屋４か所（1870年調査）が報告されており、あるいは職業的な師匠ではないものの食見か世久見に手習を教える人物がいたと考えてもいいかもしれない。聞き取りでは、兼吉氏の子息政吉氏の話として、食見の立徳寺の住職真渓氏が手習を教えていたとのことであった。これは時期的に幕末から明治初年の事柄と考えられ、学制時の1874年（明治７）に寺院を借用して食見に開校した典知小学校[12]か、あるいはその前身にあたる手習塾の存在が推測される。

さて、表にもどってみると（1）00720～00724（政吉）、（2）00725（善吉）、（3）00726～00727（仙太郎）、（4）00728～00730（市之助）、（5）00731（常蔵）、（6）00736・00732（定吉）、（7）00733～00735（兼吉）は、それぞれ同一人物が学習したと思われるものである。

（1）00720～00724の政吉の手本は５冊で、約５年間の長期にわたる。「いろは」や数字などのもっとも初期の段階が残されていないことを考えると、実際の就学期間はもう少し長かったと考えられる。

表　桜井家の手習御手本

	文書番号	コマ数	年　月　日	表　題	備　考
(1)	00720	35	1795年（寛政７）．12	商売往来	桜井政吉、６折
	00721	7	98年（　　10）．仲春上旬	証文御手本（後欠）	紙屋政吉、６折
	00722	18	98年（　　10）．２．16	御手本	桜井政吉、６折
	00724	16	1800年（　　12）．２．５	教訓書手本	桜井政吉
	00723	10	00年（　　12）．11．	邑名手本	紙屋政吉、６折
	00738	17	10年（文化７）．	（御手本）	
(2)	00725	30	12年（文化９）．12．14	商売往来	善吉、６折
(3)	00726	18	25年（文政８）．春	商売往来	仙太郎 桜井市之助・市兵衛の名もあり
	00727	23	27年（　　10）．３．	御手本	桜井仙太郎
(4)	00729	34	29年（文政12）．９．	御手本	大鳥（鼠屋）市之助、４折から６折
	00728	38	30年（　　13）．２．	御手本	桜井市兵衛・市之助、６折
	00730	34	32年（天保３）．１．	御手本	桜井市之助、一部４、６折、８折
(5)	00731	35	45年（弘化２）．１．	商売往来	桜井常蔵
(6)	00736	31	53年（嘉永６）	世話千字文	桜井定吉
	00732	34	54年（　　７）	消息千字文	桜井定吉
(7)	00735	9	74年（明治７）．２．	文章手本	桜井兼吉
	00734	15	74年（　　７）．４．	御手本	桜井兼吉
	00733	20	74年（　　７）．	御手本	紙屋兼吉
	00737	21	（未詳）	商売往来	６折
	00739	33	（未詳）	（御手本）	

00721は「反り手形事」「質入銀子借用手形」「田地本物買手形之事」「預り申銀子之事」の一般的な証文類の文例であるが、00722の「御手本」（**写真２**）には、和漢朗詠集の漢詩・和歌の一節や時候のあいさつ文とともに、次のような地域的な題材が複数取り上げられている。

ａ. 小川浦大網に鯨掛り生捕候由ニ而、御城下表ゟ見物ニ群り候事、如何様珎敷事ニ御座候

ｂ. 先達而遣し申候塩代、爰元払方之間ニ合候様御工面被成被越可被下頼上候

ｃ. 政吉、祇園会見物ニ御出浜被遊候ハヽ下拙も御供仕度奉存候間、為御知奉希候、恐々

最初のａの小川浦は近隣の浦であり、鯨が生捕りにされた際に小浜城下からも見物人が集まって賑わったことを題材にしている。ｂは製塩業、ｃは小浜の祇園会を取り上げたものである。身近な出来事や行事をもり込んだ独自の教材となっている。こうした日用文の後、00723で「佐田村、大田村、山上、坂尻、佐柿」に始まる三方郡の村名、遠敷郡の村名を学んでいた。

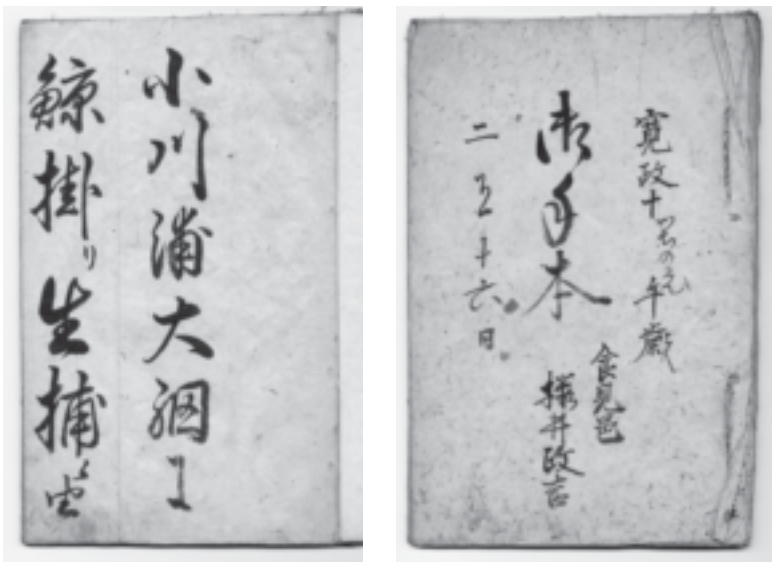

写真２　00722「御手本」

なお、00720～00722の用紙の右端や左端には、前回までに終了した部分の文言、学習者の名前が記

入されており、00722には学習者の手と思われる字で俳句が落書きがみられた。

山寺の日ぐらしきいて門しめるかな

（3）00726の『商売往来』は、商品名の途中で終わっており、後半の商人生活の心得の部分は入っていない。00727は「預り申銀子之事」「反り手形事」「売渡申家屋敷事」などの証文類の例文である。

（4）市之助の手本は３冊であるが、詳細にみるとその就学期間は約７年間ともっとも長期にわたっていた。00729は、20冊の手本のなかで唯一「いろは」から残されているものである。「いろは」の次に数字と「千万億斗升合勺才」を習った後で「市之介、いろはあかり、うれしく存知候、以上」と喜びの言葉が書かれており微笑ましい。続いて「名頭之事」「四季」「方角」「十二支」「親戚字尽」「相場之事」などを習っていた。

１枚毎に用紙の右端か左端に、前回までに終了した部分、学習者の名前が記入されており、日付が入れられているものもある。これらは師匠によって書かれた場合と学習者自らが書いた場合とがあった。その日付をみると、文政12年９月の表紙のこの手本は、文政10年11月１日から開始されていた。このことから入門の最も初期の段階ではこの１冊の手本がおわるまでに１年11か月の期間がかかっていた。また、この手本の裏表紙には「多胡門人　大鳥市之助」とあり、わずかに師匠についてわかる情報である。「多胡」は師匠の姓かもしれない。

00728は、「組屋、桑村、窪田、長井」などの小浜の商家・職業名（「屋号之事」）から始まり、続いて大飯郡・遠敷郡・下中郡・上中郡・三方郡の村名が列記された村尽である。「屋号之事」や村尽の内容、市之助が別性（大鳥、鼠屋）を名乗っていたことから、市之助は、幼少時には小浜城下やその近隣に居住し、その地域の手習塾で学んだ場合もあるかもしれない。

00730は、「新春之御慶不可有休期候」で始まる20点ほどの時候の挨拶状、カタカナ、和漢朗詠集や論語などの一節である。表紙は1832年（天保３）１月から始まっているが、中には漢詩で書初めに用いられたと思われる手本に日付が記されており、最後に綴じられている蘇軾の漢詩の一節「春宵一刻価千金」は35年正月の日付となっている。このことから、市之助の就学期間は約７年[13]にわたっていたことになる。一部に以下のような廻船関係の挨拶文を含んでいるが、金銀請取覚１点以外に商用の文例はない。

明後日讃州へ御下之由、海路御苦労奉存候、打続天気克候へは船中無故障御着岸可被成候、早々御左右待入候、恐々謹言

（6）00732･00736の定吉の手本には２冊とも折り跡はなく、00736の裏表紙の裏には「桜井氏之応需、耳時嘉永六癸丑年季冬書之」とある。

（7）00733～00735の兼吉の手本３冊は、いずれも1874年（明治７）年のもので、00733･00734は楷書で書かれた方角、形、色、「天文」などから「地理」「居処」「人倫」などにかかわる単語集である。00735は、時候の挨拶文３点である。同じ74年９月付けで三方湖西岸田井村の温知小学校の下等小学第８級の卒業証書（00557）が残されており、これらは学制下この小学校で学んだものと思われる。

このようにみてくると、大枠としては、石川謙が『岩手県教育史資料』をもとに明らかにした「いろは」、数字、名頭・名尽（漢字・単語）、日用文章、地理関係・産業関係の教材と進んでいく一般的な学習課程に沿う内容となっている[14]。ただ石川においては『商業往来』のような産業関係は、地理

関係の教材と並ぶ比較的後の段階のものになっているのに対し、桜井家の場合（1）や（3）のように日用文章より前で取り上げられている。

これらの手本は、独自にその地域の往来物を編纂するまでにはいたっていない[15]が、上述したように鯨が生捕りにされたという身近な出来事や生業に即した例文、村尽が盛り込まれた独自な内容となっている。それとともに少なくとも18世紀末から19世紀半ばまでこの海浜の地域で『商売往来』が共通の教材として取り上げられていた意味を考えてみる必要があるだろう。海辺の村ではあるが、漁業権を持たない食見では早くから塩や油桐を生産し、それらの売買にかかわっており、桜井家はその庄屋層に位置した。研究の蓄積が少なく一般化することは難しいが、そうした複合的な生業のあり方、食見の地域性から「もっとも早く（近世前期）から発生し、多種にわたり多様なかたちで編纂され、しかもひろく普及した」[16]とされる『商売往来』が選択された[17]とみることができよう。

なお、算術関係の学習の記録はみあたらず、『算法指南車』（新編塵劫記首書増補改、1764年、1795年再版）が１点所蔵されている。

３．蔵書の来歴と俳諧・留書

桜井家の300冊をこえる蔵書群のうち、一部に来歴がわかるものがあり、それら受入時期とほぼ同時期に俳諧（雑俳）の句集が多数残されている。時期的には、上述の手本が始まる寛政期からさらに数十年ほど遡るが、手習をめぐる地域的・文化的な背景を考えるうえで参考になると思われるので簡略に紹介したい。

現在にも残る『字府』などの辞書類、『古文後集』『蒙求首書』[18]などの漢学書、『御伝絵解』『歎異抄私記』などの浄土真宗の宗教書は、1747年（延享４）に摂津の僧の借財を肩代わりして引き受けたものである（00341･00343･00345･000347･000349）。しかし、桜井家ではそれ以前の24年（享保９）頃から『新智恵海』（上銀三匁）、『伊呂波韻』（壱匁壱分、01016）などを購入し、冊数や値段の控が残されている（00340）。その後も1758年（宝暦８）頃まで簡単な控（00348）が残っており、『伊勢物語』（01076）、『俳諧重宝摺火うち』（00714）、『女用花鳥文章』（00923）、『太閤記』『万宝鄙事記』（00896～00899）などを購入している。

こうした蔵書の購入記録が残された時期と、俳諧（雑俳）の句集がまとまって残されている享保期の中頃から明和期とはほぼ重なっており、「致常」（井軒）の号で若州食見から年頭に投句した句集（00679～00682）を残した人物がこれらの書物を購入したものと推測される。また年代は記されていないが、「食見金鳥堂」「食見桜井」「食見江梅軒」の名称で「寸松堂林石」「一陽堂和汐」などの在京の点者に取り次ぎ、添削してもらった句集は16点を数える。

そして、おそらく同じ人物によると考えられる聞書・留書が1737年（元文２）から1768年（明和５）頃にかけて残されており、その関心は塩・米相場から京や伏見・大阪・松江城下の様子、法話、気象や地震、歯痛や打撲などの民間療法など多岐に及んでいた。俳諧への関心を背景に次のような京の町人の落首や、近隣末野村の寺をめぐる事件[19]を題材にした狂歌を書き留めている。

「宝暦二壬申年五月
（酒井忠用）　　（所司代）
酒井修理大夫京都諸司代ニ御成被成候、当国ノ殿様也、さぬきの頭

京ノ町人落首

よいさかい　京にこごとを　いハさぬき　ぶんごしぼり（松平資訓、豊後守）の　跡ハじやうだい

能登鯖や　若狭さハらの　しほめよく　越前うにの味ハしらねど

能登越前（土屋正方、越前守）ハ町奉行ノ名也　」（00300）

「きりぎりす　なくや末野の　草村に　あハれ（いかに）はかなき　事の有らん

北の戸に　閉る悪事の　釘付ハ　千里もひゝく　かな槌の音ト

さりともと　おもふ法義も　虫の音も　よハる末のゝ　秋のくれかな

宝暦三年癸酉年冬　」（00303）

なお、新聞資料では『若州』の1917年（大正６）12月から19年８月まで28日分があり、いずれもこれまでに確認されていなかった新出のものである。

〔付記〕本稿の作成にあたり、先行研究について八鍬友広氏に御教示いただいた。また往来物データベース（http://cgi2.bekkoame.ne.jp/cgi-bin/user/u109732/blocker/sgate.cgi）を参照した。

注

1）このうち959点を撮影し、目録は当館Webサイトの「目録データベース」の「古文書」から検索できる。否撮影資料は義太夫や能、宗教関係などの古書類117点である。

2）梅村佳代『近世民衆の手習いと往来物』2002年。序章「近世民衆教育史研究の現状と文字学習文化」では研究史が端的にまとめられている。

3）八鍬友広「地方往来物編纂動向に関する研究」［１］［２］『新潟大学教育学部紀要』第39巻第１号～第２号、往来物に描かれた日本海域の地域認識を検討しようとする視点からは同「往来物のなかの日本海域」『日本海域歴史大系』第５巻、2006年がある。

4）西田村役場編『三方郡西田村是』1914年。

5）『福井県史』通史編３第三章第四節四、通史編４第二章第四節四、第四章第三節四参照。

6）資料的にはほとんど裏づけられないが、聞き取りから紙漉きを行っていた時期もあったという。

7）『小浜市史』通史編上巻、850頁。『福井県史』通史編４、257～258頁。

8）これは『小浜市史』通史編上巻、911～912頁で記述されている家職調で、『拾椎雑話・若狭考』福井県郷土誌懇談会、67～75頁。

9）八鍬友広「地域としての『都市』と手習塾」（『地方教育史研究』第24号、2003年）では、「公的文書のなかに手習師の存在を確認し得る最古の史料のひとつ」として1670年（寛文10）の奈良の家職調から「手習師二人　手習塾一人　手習子取一人」があげられている。

10）前掲『小浜市史』912～914頁。

11）『福井県教育百年史』では、各学校に調査した結果として、三方郡では久々子浦２か所、新庄１か所、三方町内で１か所があげられている。ほかには白屋村で寺子屋があったことがわかる（『福井県史』通史編４）。

12）『日本帝国文部省年報』第２、1874年。

13）研究蓄積の多い上野国勢多郡原之郷村の手習塾九十九塾を分析した高橋敏は、３代伝次平の62人の筆子のうち「最も多く学んだ」事例として、新宅（分家）の２男である船津伊八の事例を挙げ、終了時の14歳から推測して７年間の就学期間をみている（同『近世村落生活文化史序説』1990年）。市之助の就学期間は、ほぼこれに匹敵する長さであるが、学習課程の大枠は変わらないものの、伊八の方が「東海道往来」「五人組ケ条」「百姓往来」などを含みより豊富である。梅村佳代の研究では、伊勢国多気郡馬之上村潮田寺寺子屋（1844～60年）42人では、平均3.79年、最長が８年であった。志摩国鳥羽町の栗原寺寺子屋（1854～88年）167人では４年以下が８割、最長が８年であった（梅村佳代『日本近世民衆教育史研究』1991年）を占めていた。

14）石川謙『寺子屋』 226～233頁。

15）注３）の八鍬論文では、手本のうち「『いろは』『方角』『干支』『手紙短文』などごく基礎的な共通性の高い文字

教材」は独自に編纂されたとはいいにくい、として対象外とし、「『御条目』や『村名』などといったその地域独自の教材」が含まれている場合、「多数の教材を含んでおりきわめて総合的である場合には、それを師匠が独自に編纂した教材」としている。この指標では00728は後者にあたり、00722も後者に含めていいかもしれない。

16）石川謙編『日本教科書大系　往来編』12巻　産業（一） 105頁。

17）注13）の赤城山麓に位置する原之郷村では、畑作と養蚕・製糸業を主としており、中・上級段階で取り上げられた教材は『百姓往来』６に対して『商売往来』43と『商売往来』が多かった（高橋前掲書）。

18）『袖珍略韻』と『蒙求』について享保年間からの書物買置の控にもでてくるので、どちらで入手したものかははっきりしない。

19）1753年（宝永３）末野村宝重寺の僧が、「北戸集」という著作が不法であるとして西本願寺から改易の処分を受けた（00223・00305・00320）。